通報 告発）窓口での情報受付 ・処理の流れ

通報窓口 事務局総務課）

① 通報申立書の受付
- ・メールによる受付
- ・電話による受付 後日郵送）
- ・FAXによる受付

②文書により報告

教務部長

統括管理責任者

③報告

学 長

最高管理責任者

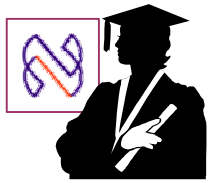

- ・被告発者の名誉回復
- ・教育研究活動の回復

④調査会の設置

⑤-1 不正行為がなかった

研究不正問題調査会

- ・通報に関わる次案の本調査及び調査結果報告
- ・不服申立が行われた場合の調査及び調査結果の報告

構成員
教務部長、学生部長、図書館長、事務局長、
学長が必要と認めた教員

⑤-2
不正行為があった

研究不正問題審議会

- ・通報に関わる次案に対する事実関係の確認
- ・研究費不正使用に関わる行為者の懲戒及び勧告

構成員
教務部長、学生部長、図書館長、事務局長、
学長が必要と認めた教員、第三者

⑥ 不服申立があった場合は、学長に対して不服申立書を提出

⑦ 再度研究不正問題調査会において調査

⑧ 研究問題審議会において調査結果の事実確認 → 不正行為がなかった ⑤-1へ）

不正行為があった

⑨ 学長から任命権者に処分を申出 → **処分**